

8 生福第 1 4 0 2 号

令和 8 年 6 月 1 9 日

各該当養護老人ホーム 施設管理者 様

各該当軽費老人ホーム 施設管理者 様

各該当特別養護老人ホーム 施設管理者 様（いずれも小規模施設及び中核市所在施設を除く）

福島県高齢福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

令和 9 年度福島県老人福祉施設等施設整備事業（大規模修繕等）の要望調査について（照会）
本県の保健福祉行政の推進につきまして、日ごろから御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
県では、介護施設等の入居者や職員の安全を守るため、老朽化が進んでいる施設等の大規模修繕に対する補助を行っています。つきましては、令和 9 年度の本県予算の参考とするため、下記のとおり要望調査を行いますので、実施要望のある場合は、下記により回答願います。

なお、広域型施設の創設、改築、増築の要望については、別途市町村経由で調査を行います。

記

1 補助対象施設及び事業等

（別紙 1）～（別紙 2）のとおり。

2 提出資料

（別紙 3）「令和 9 年度老人福祉施設大規模修繕事業に係る実施希望計画（回答）」、添付書類①～③

3 回答期限 令和 8 年 7 月 1 5 日（水）必着

4 提出先 福島県高齢福祉課 メール kourei-hukushi-shisetsu@pref.fukushima.lg.jp

5 留意点など

（1）法人本部と十分に協議し回答願います。

（2）要望のあったすべての事業を予算化するものではありません。ヒアリングや現地調査等を行い、事業概要や竣工時期等を確認し、予算計上しない場合があります。

（3）交付要綱等で補助対象経費等を十分に確認し、提出してください。

※設備について、原則として「交付要綱 別表 2 補助金交付基準」に規定する「施設整備と一体的に整備されるもの」の考えに基づきますが、空調設備においては、いわゆるルームエアコンであっても、壁への設置工事を伴うものは「施設整備と一体的に整備されるもの」として取り扱い補助対象とします。（ファンヒーター、扇風機、冷風機等、設置にあたり工事を伴わず、持ち運びが可能なものは補助対象外。）

（4）数年で施設の廃止や取壊し等を検討している場合、要望の提出はお控え願います。補助事業の財産処分制限対象となり、取壊し等する場合、補助金返還を要する場合があります。

（事務担当 高齢福祉課 主査 松尾 電話 024-521-7164）